

令和8年度版

伊達市農業応援

GUIDEBOOK



伊達市
DATE CITY

はじめに

この冊子は、伊達市が農業の担い手や新規就農者など、農業に従事している皆様に対し支援を行うため、農業振興事業の施策について紹介しているものです。伊達市の農業を多くの方々にご理解いただくため、農政関係の主要事業を中心にまとめております。ぜひご活用ください。

問い合わせ先

伊達市産業部農政課（伊達市役所中央棟3階）
住 所 伊達市保原町字舟橋180番地
T E L 024 (573) 5635
F A X 024 (573) 5865

業務内容

係名	主な業務内容	内線
農政 企画係	(1) 農業振興地域の整備に関する事 (2) 農業制度資金に関する事 (3) グリーンツーリズムに関する事 (4) 地産地消・直売所等に関する事 (5) 6次産業化の推進に関する事 (6) 農産物のPR事業等に関する事 (7) 風評被害対策事業に関する事 (8) 農産物等の放射性物質検査（自家用）に関する事 (9) 中山間地域農業振興に関する事	5334
農業 振興係	(1) 主要農産物等の生産振興に関する事 (2) 畜産の振興に関する事 (3) 水田農業の推進に関する事 (4) 伊達市地域農業再生協議会に関する事 (5) 農産物等の災害対策に関する事 (6) 農地等除染対策事業に関する事 (7) 鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲に関する事	5333
農業 担い手係	(1) 農業経営の改善指導に関する事 (2) 農業経営基盤強化促進法に関する事 (3) 農業担い手の育成に関する事 (4) 農地中間管理事業等に関する事	5334

第1章		新規就農						
事業名等	対象者					事業の概要または目的等	担当機関等	ページ
	農業者	認定農業者	認定新規就農者	法人・団体等	一般の方			
農業を始めたい！				○	○	新たに農業を始めるための相談窓口を設置しています。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	7
伊達地区新規就農チーム	○	○	○	○	○	新規就農希望者の円滑な就農定着のために必要な総合的支援を行います。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	8
新規就農者育成総合対策（就農準備資金）	○				○	就農前の研修期間に交付金を交付し就農後の定着を支援します。	伊達農業普及所 024(575)3181	9
認定新規就農者制度	○		○	○	○	認定新規就農者として認定し、重点的に支援を行う制度です。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	10
新規就農者育成総合対策（経営開始資金）			○			経営開始直後に交付金を交付し経営確立を支援します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	11
新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）			○			次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を支援します	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	12
農地賃借料補助（市費）		○	○			借入農地の賃借料の一部を補助します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	13
農業機械・施設整備補助（市費）			○			農業機械等購入経費の一部を補助します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	14
農業後継者就農支援（市費）		○				農業後継者・定年退職者・脱サラした方の就農定着を支援します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	15
移住就農者家賃補助（市費）			○			移住就農者が借上げた住宅家賃の一部を補助します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	16
移住就農者生活支援（市費）			○			移住就農者の就農定着を支援します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	17
伊達市版農業次世代人材投資資金		○				45歳以上で新たに農業を始める方に資金を1年間交付します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	18
就農支援制度確認フロー	○	○	○	○	○	どのような支援制度が該当するかフローで確認できます。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	19
経営・技術に関する助言・指導	○	○	○	○		経営改善や栽培技術等について相談ができます。	各関係機関	20

第2章		担い手育成						
事業名等	対象者					事業の概要または目的等	担当機関等	ページ
	農業者	認定農業者	認定新規就農者	法人・団体等	一般の方			
認定農業者制度 (国庫・県費・市費)	○	○	○	○	○	認定農業者として認定し、重点的に支援を行う制度です。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	23
農業制度資金 (県費・市費)	○	○				経営発展に必要な資金を低利でかつ長期にわたり融資します。	伊達市農政課農政企画係 024(573)5635 (内線5334)	24
農地中間管理事業 (国庫・県費)	○	○	○	○		地域の中心となる経営体の農地の集積・集約化を支援します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	27
認定農業者等農業機械購入補助 (市費)		○		○	○	目標地図に位置付けられた認定農業者等に対して、農業機械購入費用の一部を補助します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	28
認定農業者等大型特殊免許取得補助 (市費)		○	○			農作業の効率化等のために必要な大型特殊自動車免許(農耕車限定)取得費用の一部を補助します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	29
青色申告新規相談支援事業				○		収入保険の加入促進に向けて、新規に青色申告を行う農業者が生産者団体に支払う記帳代行料を支援します。	伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	30

第3章		農業振興						
事業名等	対象者					事業の概要または目的等	担当機関等	ページ
	農業者	認定農業者	認定新規就農者	法人・団体等	一般の方			
6次産業化普及推進事業 (市費)	○	○	○	○		市内産農作物を活用し、6次産業化に取り組む農業者等を支援します。	伊達市農政課農政企画係 024(573)5635 (内線5334)	33
モモせん孔細菌病防除事業 (市費)					○	秋季の防除薬剤に要する費用の一部を補助し、モモせん孔細菌病の発生の低減を図ります。	伊達市農政課農業振興係 024(573)5635 (内線5333)	34
第三者認証GAP取得等促進事業 (国庫)	○	○	○	○		生産者の生産性向上と消費者の安全・安心に寄与する第三者認証GAPの取り組みを支援します。	伊達市農政課農政企画係 024(573)5635 (内線5334)	35
無煙炭化器貸出事業	○	○	○	○		果樹生産における環境負荷の低減を図ることを目的として、無煙炭化器等の貸出しを行います。	伊達市農政課農政企画係 024(573)5635 (内線5334)	37
果樹剪定枝・薪ストーブ等活用推進事業	○	○	○	○	○	果樹の剪定枝等を、薪ストーブなどの燃料として活用することで、二酸化炭素(CO ₂)の排出を減らし、環境に配慮した農業の振興を支援します。	伊達市農政課農政企画係 024(573)5635 (内線5334)	38

第4章		農村振興						
事業名等	対象者					事業の概要または目的等	担当機関等	ページ
	農業者	認定農業者	認定新規就農者	法人・団体等	一般の方			
中山間地域等直接支払交付金事業 (国庫・県費・市費)	○			○		中山間地域等で農用地の耕作・維持管理など農業生産活動等を行う農業者に対し支援を行います。	伊達市農政課農政企画係 024(573)5635 (内線5334)	41
多面的機能支払交付金事業 (国庫・県費・市費)				○		地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動に対し支援します。	伊達市農政課農政企画係 024(573)5635 (内線5334)	42
鳥獣害対策事業 (国庫・県費・市費)	○	○	○	○	○	有害鳥獣から農作物を守るため侵入防止柵設置や捕獲経費などの支援を行います。	伊達市農政課農業振興係 024(573)5635 (内線5333)	44

第5章		各種手続き						
事業名等	対象者					事業の概要または目的等	担当機関等	ページ
	農業者	認定農業者	認定新規就農者	法人・団体等	一般の方			
農地の売却・賃貸借等	○	○	○	○		農地を農地のまま所有権移転等をする場合は、農業委員会事務局への申請が必要になります。	伊達市農業委員会事務局農地係 024(573)5623 (内線5236) 伊達市農政課農業担い手係 024(573)5635 (内線5334)	47
農地の賃貸借等の解約	○	○	○	○		農地の賃貸借契約を途中解約する場合は農業委員会の許可が必要です。	伊達市農業委員会事務局農地係 024(573)5623 (内線5236)	48
農地の転用等	○	○	○	○	○	農地を農地以外の目的に転用する場合は、農地の転用手続きが必要となります。	伊達市農業委員会事務局農地係 024(573)5623 (内線5236)	49
農振除外等	○	○	○	○	○	農用地区域に指定されている農地を農地以外の目的に使用する場合は、除外等の手続きが必要となります。	伊達市農政課農政企画係 024(573)5635 (内線5334)	50
耕作証明書	○	○	○	○		農地台帳に基づいた世帯の耕作農地面積の証明書を発行しています。	伊達市農業委員会事務局庶務係 024(573)5623 (内線5235)	51

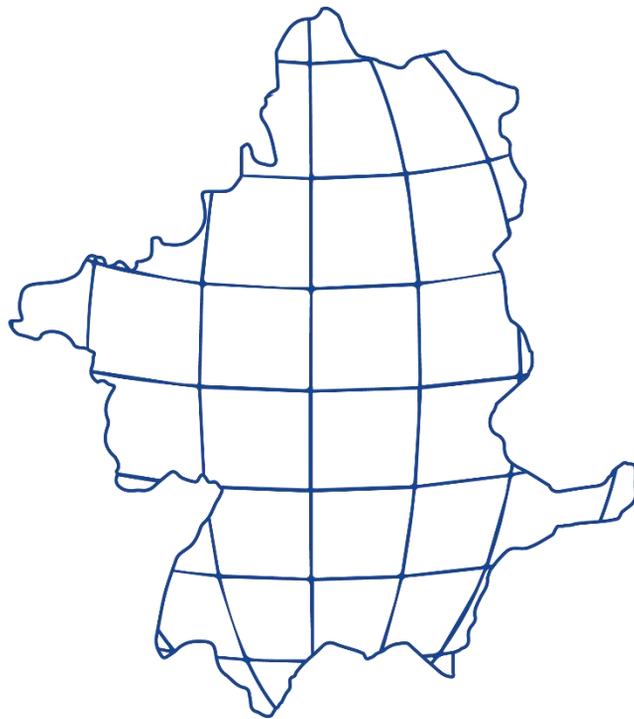
第6章		その他						
事業名等	対象者					事業の概要または目的等	担当機関等	ページ
	農業者	認定農業者	認定新規就農者	法人・団体等	一般の方			
狩猟免許取得	○	○	○		○	狩猟免許を取得するには、各都道府県が実施する試験に合格する必要があります。	福島県県北地方振興局県民生活課 024(521)2709	54
相続税・贈与税納税猶予制度	○	○	○			農地を相続し農業を継続する場合に限り、相続時の納税を猶予する制度です。	伊達市農業委員会事務局庶務係 024(573)5623 (内線5236)	56
農業者年金 (政策支援加入)	○	○	○			保険料とその運用益を積み立てて、将来自分が受け取れる年金の原資にします。老後、現役世代の保険料に頼らず年金が受給できる少子高齢化に強い方式です。	伊達市農業委員会事務局庶務係 024(573)5623 (内線5236)	57
農地所有適格法人					○	農地所有適格法人とは、農地所有権を含む権利の取得が認められる法人であり、いくつかの要件があります。	伊達市農業委員会事務局農地係 024(573)5623 (内線5236)	58
防霜対策	○	○	○			防霜期間中(3月上旬～5月中旬)の各地域の気温変化などの情報は、気象観測システムで確認できます。	伊達市農政課農業振興係 024(573)5635 (内線5333)	59

第7章		参考資料 (国・県による支援)	
参考1	農林水産省による支援事業一覧 (QRコードから令和7年度農林水産予算概算決定の概要のページへアクセスできます)		61
参考2	福島県による支援事業一覧 (QRコードから令和7年度福島県農林水産部事業計画書のページへアクセスできます)		61



第1章

新 規 就 農



概要

伊達市産業部農政課、伊達市農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）、福島県伊達農業普及所、JAふくしま未来伊達地区本部の相談窓口を活用し、新規就農に必要な相談事項を解決しましょう。

内容

新たに農業を始めるためには、どの地区にどんな方法で何を作付するのか、農地は購入するのか、借りるのか、などを計画し、また、活用できる融資や補助金等についても考慮し、資金計画もしっかり立てましょう。

具体的な営農計画が作成できたら、事前に農業委員会事務局に相談し、申請に必要な書類等を確認しましょう。

【必要書類等】

- 農地法第3条の規定による申請書及び添付書類
- 土地全部事項証明書（土地登記簿謄本）
- 新規農業開始経営計画
- 営農計画書 等

対象者

個人、法人、団体等

合同就農相談会

市では、市・県・JA・福島県農業振興公社による合同相談会を毎月1回（原則第一木曜日）開催しています。

お問い合わせ

- | | | |
|-----------|----------------------|----------------|
| ・ 就農相談窓口 | ：伊達市産業部農政課農業担い手係 | 電話024(573)5635 |
| | ：県北農林事務所伊達農業普及所経営支援課 | 電話024(575)3181 |
| | ：JAふくしま未来伊達地区本部営農企画課 | 電話024(575)0114 |
| ・ 農地等相談窓口 | ：伊達市農業委員会事務局農地係 | 電話024(573)5623 |
| ・ 合同相談会窓口 | ：伊達市産業部農政課農業担い手係 | 電話024(573)5635 |

目的

新規就農希望者の円滑な就農定着を図るために必要な総合的支援を行います。

チーム構成員

1. 福島県県北農林事務所伊達農業普及所
2. JAふくしま未来伊達地区本部営農企画課、各営農センター、各支店
3. 伊達市農業委員会
4. 伊達市産業部農政課

支援内容および相談先

相談先	各種支援事業紹介	空き家バンク紹介	研修先紹介	資金確保	農地紹介	農機紹介	販路確保	就農後の支援
①福島県県北農林事務所 伊達農業普及所 電話024(575)3181	○		○					○
②JAふくしま未来伊達地区本部 営農企画課 電話024(575)0114 各営農センター、各支店	○		○	○	○	○	○	○
③伊達市農業委員会 電話024(573)5623					○			○
④伊達市 産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635	○	○			○			○



目的

若い世代の農業への参入を促すため、就農前（2年以内）の研修期間に交付金を交付し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を支援します。

内容

独立・自営就農または雇用就農または親元就農を目指し、年間1,200時間以上の就農研修を受講する等、一定の要件を満たす方に対して、資金を交付します。

対象・主な要件

1. 就農予定時の年齢が原則50歳未満であること
2. 研修終了後に独立・自営就農または雇用就農または親元就農すること
3. 常勤の雇用契約を締結していないこと
4. 県が認める研修機関（県農業短期大学校など）で概ね1年以上の研修を行うこと
5. 生活保護、求職者支援制度等、国の他の事業と重複で交付を受けていないこと
6. 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること

交付金額（国費）

- ・交付金額：年間150万円
- ・交付期間：2年以内
※国内での2年間の研修を経て、海外で研修を行う場合は、交付期間を1年間延長。

制限

次の場合は、交付停止若しくは返還の対象となります。

1. 研修を中止・休止した場合
2. 規定された研修状況報告を行わなかった場合
3. 適切な研修を行っていないと交付主体に判断された場合
4. 調査を依頼した際に協力しなかった場合
5. 研修終了後、1年以内に就農（独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農）しなかった場合
6. 親元就農後、5年以内に経営継承を行わなかった場合
7. 独立・自営就農後、5年以内に認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けなかった場合
8. 虚偽の申請が発覚した場合

お問い合わせ

福島県農業振興公社・就農支援センター 電話024(521)8676
伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

認定新規就農者制度（青年等就農計画制度）は、新たに農業経営を始める方が作成する青年等就農計画（経営開始5年後の目標等）を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援を行う制度です。

対象者

1. 青年（原則18歳以上45歳未満）
※地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認めた場合は50歳未満とします。
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
3. 上記の者が役員のおよ半数を占める法人
※年齢は、経営開始時の年齢をいいます。認定農業者は含みません。

認定基準

1. 計画が市の基本構想に照らして適切であること
※以下の所得目標等に適合するかを判断します。

基本構想における農業経営の目標

【年間農業所得】	個別経営体	1戸あたり	300万円程度
	主たる従事者	1人あたり	220万円程度
【年間総労働時間】	主たる従事者	1人あたり	1,900時間

2. 計画が達成される見込みが確実なこと
※これまでの実務経験・知識や生産方式等をもとに、目標達成の確実性を判断します。
※市、県、JAが連携し計画の内容等を確認します。
※実務経験・知識等が全く無い方は認定しないこととされています。

認定手続き

1. 青年等就農計画の作成
2. 伊達市産業部農政課への提出
3. 認定後、認定証の発行

各種支援

1. 青年等就農資金（無利子融資）
2. 新規就農者育成総合対策（経営開始資金・経営発展支援事業）
3. 伊達市新規就農者支援事業（P10-15）
4. 農業者年金保険料の助成
5. 経営規模拡大支援（農業委員会へ農用地利用集積を申し出ると、優先的に斡旋が受けられます。）

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

新規就農者に対して、経営が不安定な経営開始直後（3年以内）に交付金を交付し、経営確立を支援します。

内容

農業経営者となる強い意欲を有し、一定の要件を満たす方に対して、交付金を交付します。

対象・主な要件

1. 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者になることに強い意欲を有していること。
2. 地域計画のうち目標地図に位置づけされている若しくは位置づけていることが確実と見込まれること。あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
3. 農家子弟の場合、新規参入者と同等の経営リスクを負う取組を行うこと。
※単に親の後を継ぐ場合、対象となりません。
4. 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること

交付金額（国費）

- ・交付金額：年間150万円（夫婦共同経営の場合は225万円）
- ・交付期間：3年以内

制限

次の場合は、交付停止若しくは返還の対象となります。

1. 農業経営を中止・休止した場合
2. 規定された就農状況報告を行わなかった場合
3. 適切な営農を行っていないと市に判断された場合
4. 調査を依頼した際に協力しなかった場合
5. 前年の総所得が600万円以上であった場合
6. 虚偽の申請が発覚した場合
7. 耕作すべき農地を遊休化した場合
8. 交付期間と同期間、同程度の経営を行わなかった場合
9. 親の農業経営を継承した者が、新たな取組を中止した場合
10. 適切な農業経営が営まれていないと市が判断した場合
11. 農業経営の実態が独立・自営でないと市が判断した場合

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を支援します。

内容

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

対象・主な要件

1. 青年等就農計画の認定を受けていること。
2. 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
3. 地域計画のうち目標地図に位置づけられているまたは位置づけていることが確実と見込まれること。
4. 事業実施の年度または前年度中に農業経営を開始しているまたは、する予定であること。
5. 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると事業実施主体に認められること。

助成対象

- (1) 機械・施設等の取得、改良又はリース
- (2) 家畜の導入
- (3) 果樹・茶の新植・改植
- (4) 農地等の造成、改良又は復旧

※詳しい内容はお問い合わせください。

交付金額（国費・県費）

補助対象経費のうち、県1／4以内の額 ※本人負担は1／4
国は当該取組に当たり県が支援する額の2倍
補助対象経費：補助対象事業費の上限額1,000万円
（経営開始資金の交付対象者の場合は、500万円）

制限

機械・施設の取得費用等について、自己負担分は交付対象者が金融機関から融資を受けること。
※詳しい内容はお問い合わせください。

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

経営開始直後の経営負担を軽減します。

内容

認定新規就農者、就農してから3年未満の認定農業者の方を対象に、予算の範囲内において、法に基づく借入農地の賃借料の一部を補助します。

対象・主な要件

1. 認定新規就農者又は就農してから3年未満の認定農業者
2. 農地の所有者が3親等以内の親族でないこと
3. 5年以上の貸借期間であること
4. 申請者が賃借人であり、かつ申請者名義で賃借料の支払いを行っていること
5. 賃借料支払日が青年等就農計画の有効期間が属する年度又は農業経営改善計画の有効期間に属すること
6. 類似するほかの補助金等の交付を受けていないこと
7. 本市に住所を有する18歳以上の方
8. 年間200日（1,600時間）以上農業に従事すること
9. 市税等を滞納していないこと

補助金（市費）

年度内に支払った賃借料合計の1／2以内を補助します。
※上限5万円／年度、上限1万円／10a

制限

次の場合は、補助金交付停止若しくは補助金返還の対象となります。

1. 認定されてから5年以内に離農した場合
2. 年間農業従事日数が200日に満たなくなった場合
3. 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合
4. その他、交付要綱の趣旨に適さないと認められた場合

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

経営開始直後の経営負担を軽減します。

内容

認定新規就農者の方を対象に、予算の範囲内において、機械等購入経費の一部を補助します。

対象・主な要件

1. 50歳未満で経営を開始した認定新規就農者である方
2. 本市に住所を有する方
3. 年間200日（1,600時間）以上農業に従事すること
4. 税抜き単体価格が50万円以上の農業用機械・施設であること
5. 2者以上から見積もりを取ること
6. 原則、新品であること
7. 市税等を滞納していないこと
8. 同一世帯または同一経営内に類似するほかの補助金等の交付を受けた者がいないこと

補助金（市費）

年度内に支払った機械等購入経費の3/10以内を補助します。※上限50万円

制限

次の場合は、補助金交付停止若しくは補助金返還の対象となります。

1. 5年以内に離農した場合
2. 年間農業従事日数が200日に満たなくなった場合
3. 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合
4. その他、交付要綱の趣旨に適さないと認められた場合

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

農業後継者・定年退職者・脱サラした方の就農定着を支援します。

内容

就農後3年未満の認定農業者の方を対象に、就農定着のための使途を限定しない資金を最長1年間交付します。

対象・主な要件

1. 認定農業者である方
2. 本市に住所を有する方
3. 年間200日（1,600時間）以上農業に従事すること
4. 就農後3年未満であることを確認できること
5. 家族経営協定を締結していること ※親が既に認定農業者で、子と共同経営をする場合など
6. 指定された期間中に就農状況報告書を提出すること
7. 市税等を滞納していないこと
8. 過去5年間に申請者の世帯員又は経営の構成員がこの事業による資金の交付を受けていないこと

補助金（市費）

月額3万円の資金を交付します。（配偶者も要件を満たす場合は5万円）
※配偶者が要件を満たさない場合は月1万円を加算
※18歳未満の子、1人につき月1万円を加算（上限2万円）

制限

次の場合は、補助金交付停止若しくは補助金返還の対象となります。

1. 5年以内に離農した場合
2. 年間農業従事日数が200日に満たなくなった場合
3. 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合
4. その他、交付要綱の趣旨に適さないと認められた場合

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

移住就農者の就農定着を支援します。

内容

経営開始直後の認定新規就農者の方を対象に、家賃の一部を補助します。

対象・主な要件

1. 50歳未満で経営を開始した認定新規就農者である方、または農の雇用事業の研修生である方
2. 本市に住所を有してから3年以内で、本市に居住実態がある方
3. 過去3年間に継続して2年以上本市に住所を有していなかった方
4. 年間200日（1,600時間）以上農業に従事すること
5. 3親等以内の親族が所有する住宅でないこと
6. 市営住宅でないこと
7. 市税等を滞納していないこと
8. 類似するほかの補助金等の交付を受けていないこと

補助金（市費）

月額家賃の1/2以内を最長2年間補助します。

※上限3万円/月

※新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受ける見込みの場合、交付要件を満たす月の前月まで補助します。

制限

次の場合は、補助金交付停止若しくは補助金返還の対象となります。

1. 5年以内に離農した場合
2. 年間農業従事日数が200日に満たなくなった場合
3. 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合
4. その他、交付要綱の趣旨に適さないと認められた場合

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

移住就農者の就農定着を支援します。

内容

本市へ移住した経営開始直後の認定新規就農者の方を対象に、使途を限定しない資金を最長2年間交付します。

対象・主な要件

1. 50歳未満で経営を開始した認定新規就農者である方
2. 本市に住所を有してから3年以内で、本市に居住実態がある方
3. 過去3年間に継続して2年以上本市に住所を有していなかった方
4. 年間200日（1,600時間）以上農業に従事すること
5. 市税等を滞納していないこと
6. 配偶者がこの事業による資金の交付を受けていないこと

補助金（市費）

月額6万円の資金を交付します。（配偶者も要件を満たす場合は8万円）
※配偶者が要件を満たさない場合は月1万円を加算
※18歳未満の子、1人につき月1万円を加算（上限2万円）
※新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受ける見込みの場合、
交付要件を満たす月の前月まで補助します。

制限

次の場合は、補助金交付停止若しくは補助金返還の対象となります。

1. 5年以内に離農した場合
2. 年間農業従事日数が200日に満たなくなった場合
3. 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合
4. その他、交付要綱の趣旨に適さないと認められた場合

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

新規就農者に対して、経営が不安定な経営開始直後（3年以内）に交付金を交付し、経営確立を支援します。

内容

新規就農者の定着を図るための資金を1年間交付します。

対象・主な要件

1. 認定農業者であること。
2. 45歳以上で新たに農業を始める者であること。
3. 親元就農でないこと（三親等以内の親族とともに農業を行っていないこと。）。
4. 交付申請日において、就農してから3年未満であること。
5. 過去5年間に申請者の世帯員又は経営の構成員がこの事業による資金の交付を受けていないこと。
6. 交付対象期間中に、農業に年間200日以上かつ1,600時間以上従事することが確実であること（交付申請日において、第6条第1項に規定する書類（作業日誌を含む。）の提出が不可能となる見込みがないこと。）。
7. 農業後継者就農支援を受けていないこと。

補助金（市費）

- ・ 交付金額：年間最大150万円
- ・ 交付期間：1年間

制限

次の場合は、補助金交付停止若しくは補助金返還の対象となります。

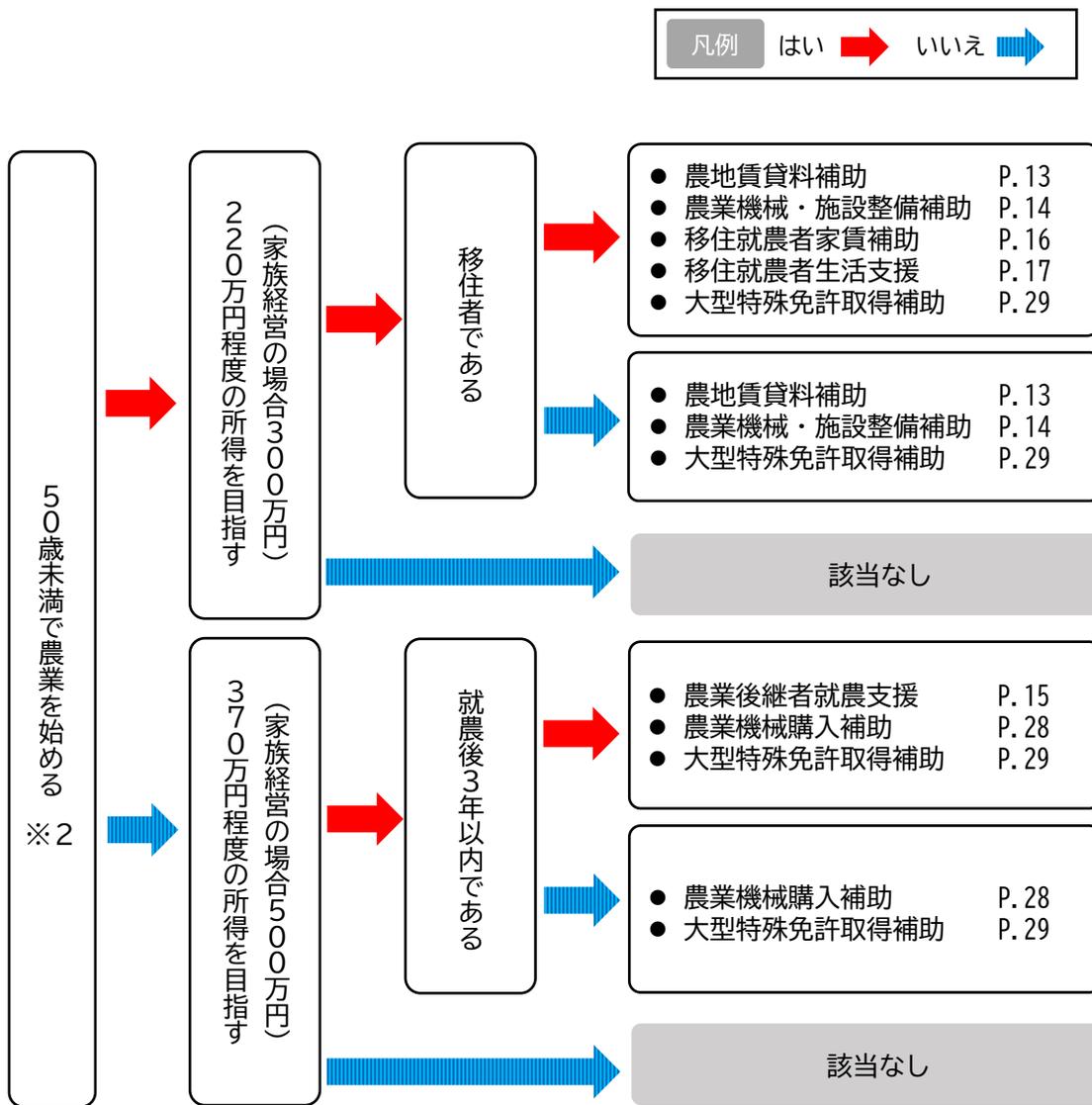
1. 5年以内に離農した場合
2. 年間農業従事日数が200日に満たなくなった場合
3. 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合
4. その他、交付要綱の趣旨に適さないと認められた場合

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

内容

伊達市で農業を始めると、どのような支援制度が活用できるかフローで確認してみましょう。



※1 伊達市独自の支援に該当するかどうかを示したものです（国・県やJAの支援は含みません）。

※2 地域に担い手がない等やむを得ない事情があると市長が認める場合に限り50歳未満とします（P.9参照）。

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

内容

経営の改善、栽培技術等については、福島県伊達農業普及所、または最寄りのJA営農センターで相談することができます。

相談先

名称	住所	電話
福島県県北農林事務所伊達農業普及所	保原町大泉字大地内124	024(575)3181
JAふくしま未来伊達営農センター	箱崎字東1	024(583)3321
JAふくしま未来保原営農センター	保原町柱田字挟田222	024(575)0336
JAふくしま未来梁川営農センター	梁川町字西土橋1-3	024(577)0321
JAふくしま未来霊山営農センター	霊山町掛田字高田21-1	024(586)1541
JAふくしま未来月舘営農センター	月舘町布川字新屋敷18-1	024(572)2444

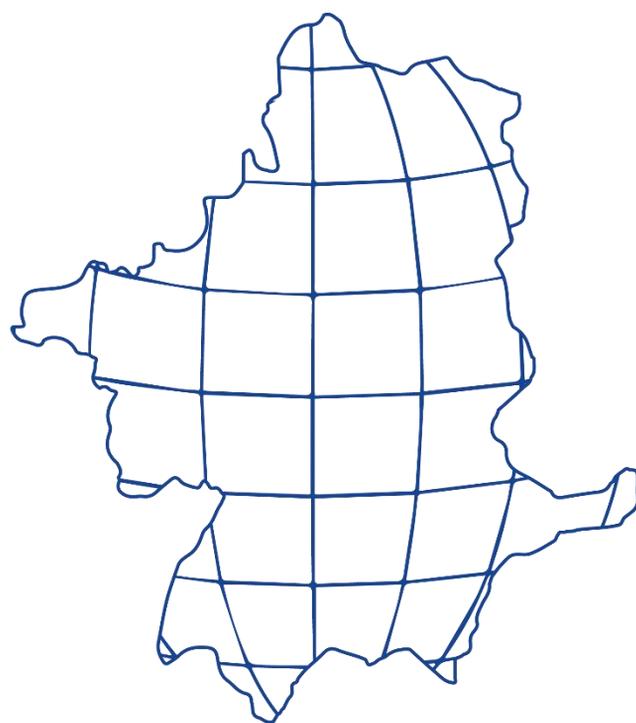




▲日本一の出荷量を誇る伊達市産夏秋キュウリの開花

第2章

担い手育成



目的

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進法に基づき、市が基本構想で示した農業経営の目標に向けて、自ら創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援を行う制度です。

基本構想における農業経営の目標

年間農業所得	個別経営体	1戸あたり	500万円程度
	主たる従事者	1人あたり	370万円程度
年間総労働時間	主たる従事者	1人あたり	1,900時間程度

認定要件

次の要件を満たしている農業者の方

1. 認定申請書の内容が「基本構想」に照らして適切であること
2. 認定申請書に記載した目標を達成する確実性があること
3. 農用地を効率的かつ総合的な利用を図っていること
※市、県が連携し計画の内容等を確認します。

認定の手続き

1. 農業経営改善計画認定申請書の作成
2. 産業部農政課への提出（複数の市町村にまたがる場合はご相談ください）
3. 認定証の発行
4. 5年ごとに農業経営改善計画の見直し

各種支援

1. 認定農業者会への支援（市費）
2. 認定農業者農業保険助成事業
 - ・果樹共済の掛金の15%を助成
 - ・収入保険の保険料の10%以内を助成
3. 認定農業者農業機械購入補助（市費） ※要件あり
 - 従来型機械枠：購入本体価格の30%以内で上限50万円補助
 - スマート農業推進枠：購入本体価格の50%以内で上限125万円補助
 - ※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律第2条第1項に定める「スマート農業技術」を用いた機器等に限る。
4. 農業後継者就農支援（市費）
 - 月3万円を1年間支援（夫婦で就農の場合 月5万円）※要件適合で加算あり
5. 認定農業者等大型特殊免許取得補助事業（市費）※農耕車限定
 - 免許取得費用の50%以内で上限5万円補助
6. 経営規模拡大支援
 - 農業委員会へ農用地利用集積を申し出ると、優先的に斡旋が受けられます。
7. 融資に関する支援
8. 認定農業者の要望に応えた各種研修会の実施
9. 経営情報や農業振興に伴う情報等の提供

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635

目的

低利でかつ長期間借りることのできる資金を「農業制度資金」といい、新しく農業を始めるにあたり自己資金が足りない場合や経営規模拡大・経営改善を図るために利用できる資金です。

スーパ－L資金（農業経営基盤強化資金）

概要	農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金
貸付対象者	認定農業者
主な資金用途	<p>農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地等の取得 ・ 農地等の改良等 ・ 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ・ 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得 ・ 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 ・ 家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 ・ 農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金
借入限度額	【個人】3億円（特認6億円） 【法人】10億円（特認20億円）
借入金利	1.65%～2.50%（令和8年3月18日現在）
償還期限	25年以内（うち据置期間10年以内）
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く。）については、（公財）農林水産長期金融協会からの利子助成（最大2%。以下同じ。）により、貸付当初5年間実質無利子での融資（最大10億円。2と通算して最大20億円。）を受けることができます。 2. 1とは別に、「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金（負債整理等長期資金は除く。）については、同協会からの利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資（最大20億円。）を受けることができます。

【取扱機関】(株)日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行、信用金庫、信用組合

ス パ ー S 資 金 (農業経営改善促進資金)

概 要	計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利運転資金を、農協系統等の民間金融機関を活用し、借りやすく返しやすい方式
貸付対象者	認定農業者
主な資金使途	計画の達成に必要な運転資金一般(既往負債の借換えは含まない。) ・ 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ・ 肉用素畜、中小家畜等の購入費 ・ 営農用施設・機械の修繕費 ・ 地代(賃借料)、営農用施設・機械のリース・レンタル料 ・ 市場開拓費、販売促進費 等
借入方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 極度借入方式(当座貸越又は手形貸付により極度額の範囲内で随時借入、随時返済) ● 又は証書貸付 ● 利用期間は、原則として計画期間 ● 極度額等については、原則として毎年見直し
極度額等の上限	【個人】 500万円 【法人】 2,000万円 ※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍
借入金利	2.15%(令和8年3月18日現在)

【取扱機関】農協、銀行、信用金庫、信用組合

農 業 近 代 化 資 金

概 要	意欲と能力を持つ農業を営む者等に対して、経営改善に必要な施設資金等を都道府県等が融資機関に利子補給措置を講ずることにより長期かつ低利な資金
貸付対象者	1. 農業を営む者(認定農業者※1)、認定新規就農者(※2)、主業農業者(※3)、地域における継続的な農地利用を図る者(※4)、集落営農組織、農業を営む任意団体など) <small>※1 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた者。 ※2 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成し、市町村長の認定を受けた者。 ※3 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者。 ※4 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者。</small> 2. 農協、農協連合会 3. 1～2又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人
主な資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得 ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成 ・ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧 ・ 長期運転資金 ・ 農村環境整備資金 など
借入限度額	農業を営む者：個人1,800万円、法人・団体2億円 農協等：15億円(大臣が承認した場合はその承認額)
借入金利	2.50%(令和8年3月18日現在)
償還期限	資金使途に応じ7～20年以内(うち据置2～7年以内)

【取扱機関】農協、銀行、信用金庫、信用組合等

農 業 改 良 資 金 (農業経営改善促進資金)

概 要	国又は県から各種計画の認定を受けた農業者等に対して、新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組（農業改良措置）を実施するのに必要な無利子の資金
借入対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農工商等連携促進法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む農工商等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 2. 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 3. 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 4. 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） 5. みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等 <p>※旧持続農業法の認定を受けた農業者等（経過措置により、なおその効力を有するものに限る。） ※上記の法律に基づく事業計画の認定のほか、農業改良措置に関する計画を作成し、都道府県知事による貸付資格の認定を受ける必要があります（農業改良資金融通法第6条）。ただし、⑤のみ都道府県知事による貸付資格の認定を一体的に行えます。</p>
主な資金使途	<p>農業改良措置を実施するために必要な資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地等の改良等 ・ 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ・ 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得 ・ 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 ・ 家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
借入限度額	<p>【個人】 5,000万円 【法人】 1億5,000万円</p>
借入金利	無利子
償還期限	12年以内（うち据置期間3～5年以内）

【取扱機関】(株)日本政策金融公庫福島支店農林水産事業、農協、銀行、信用金庫、信用組合等

農業制度金融の詳細は福島県ホームページをご確認ください。



福島県HP

お 問 い 合 わ せ

福島県農林事務所農業振興普及部	電話024(521)2604
福島県県北農林事務所伊達農業普及所	電話024(575)3181
(株)日本政策金融公庫福島支店農林水産事業	電話024(521)3328
福島県農業信用基金協会業務部	電話024(554)3225
福島県農業会議	電話024(524)1201
福島県農林水産部農業経済課	電話024(521)7349
伊達市産業部農政課農政企画係	電話024(573)5635

目的

地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）への農業振興地域の区域内の農地集積に対し支援を行います。

農地貸借に関する条件

1. 原則として10年以上の貸借契約です。
2. 相続登記が済んでいない農地の貸借に当たっては、原則として被相続人全員からの同意（契約調印）が必要になります。
3. 相続税や贈与税の納税猶予を受けている農地の貸借でも納税猶予が打ち切られません。
4. 借料の支払いや徴収は、機構が口座引落・振込により行います。貸し手及び借り手の方は、毎年、賃貸料の1%（下限を800円、上限を8,000円）を手数料として機構へ納めていただきます。

機構集積協力金

1. 地域集積協力金

地域計画の策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、受け手へ農地集積・集約した結果（活用率）に応じて、地域に協力金が交付されます。

2. 集約化奨励金

地域計画の策定地域を対象として、農地中間管理機構からの転貸により、農地の集約化に取り組む地域に奨励金が交付されます。

お問い合わせ

（公財）福島県農地中間管理機構 電話024(521)9845
地域マネージャー（伊達地方） 電話080-3754-3064
伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635



目的

認定農業者または、目標地図に位置付けられた認定農業者と同程度の経営規模を有する農業者が、農業経営基盤の安定化や作業効率向上を図るために導入する農業機械購入費を補助します。

内容

購入本体価格が50万円以上の農業機械を購入する費用を支援します。ただし、軽トラック等の農業以外の用途にも供されるものを除きます。

対象

補助金の対象は以下に該当するもの

1. 伊達市在住かつ伊達市の認定農業者等であること。
2. 市税を滞納していないこと。
3. 本補助金を受けた翌年度から起算して2年が経過していること。

補助金 (市費)

従来型機械枠	: 購入本体価格の30%以内で上限50万円を補助
スマート農業推進枠	: 購入本体価格の50%以内で上限125万円を補助

※ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律第2条第1項に定める「スマート農業技術」を用いた機器等に限る。

※ 併用申請はできません。

※ どちらの枠も予算の範囲内で補助します。

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635



目的

認定農業者または認定新規就農者が農作業の効率化等のために必要な大型特殊自動車免許の取得を支援します。

内容

市内の指定自動車教習所において大型特殊免許を取得するために必要な教習に係る費用の一部を補助します。

対象・主な要件

1. 市が認定した認定農業者または認定新規就農者の方で、既に農業経営を開始していること。
2. 普通免許を取得していること。
3. 大型特殊免許（農耕車限定）を取得していないこと。
4. 農耕車限定の解除は対象外。
5. 市内の指定自動車教習所を利用すること。
6. 同一世帯または同一経営内に、同年度に本補助金の交付を受けた者がいないこと。

補助金（市費）

教習費用の50%以内で5万円を限度とします。なお、予算の範囲内とします。

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635



目的

青色申告は、農業経営のさまざまなリスクに備えるための有効な対策である収入保険の加入要件となっています。新規に青色申告を行う農業者が生産者体に支払う記帳代行料を支援することで、収入保険の加入を促進するものです。

内容

1. 農業者が新たに青色申告に取り組む場合の記帳代行料に対して助成を行います。
2. 農業者より新たに青色申告の相談を受けた場合に支援します。

対象・主な要件

生産者団体（青色申告を行う農業者に対して生産者団体が行う事業に助成するもの。）

交付金額（市費）

1. 初年度の記帳代行料の2分の1以内の額
（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）
2. 新規相談1件あたり 3,000円

申請方法

記帳代行の依頼を受けている事業者が対象農家分をまとめて手続きするため、個人での申請は不要。

お問い合わせ

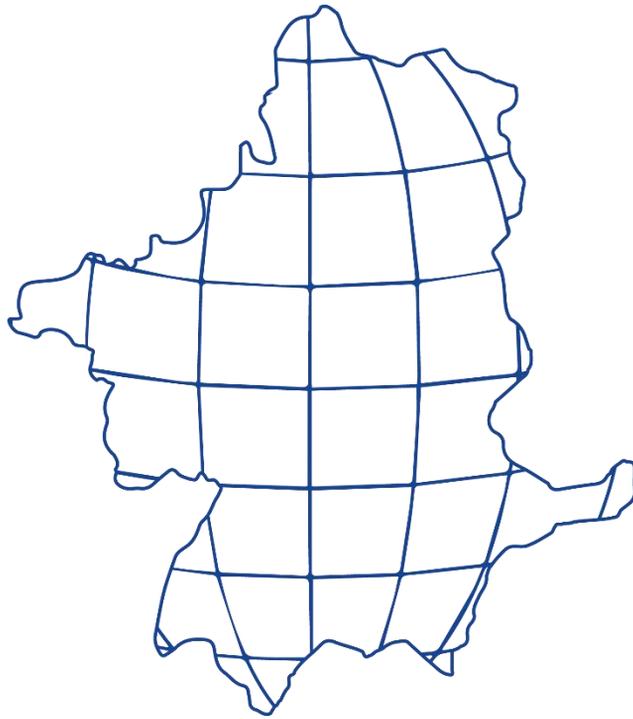
伊達市産業部農政課農業担い手係 電話024(573)5635



▲親子で楽しむ桃狩り体験の様子

第3章

農業振興



目的

伊達市農産物等の豊富な地域資源を活用し、付加価値を生み出す6次産業化の普及推進を図ることを目的とします。

内容

農業者等自ら生産した農産物や地域で生産された農産物の加工から販売まで取り組むための経費に対して助成を行います。

申請のあった事業について、審査委員会による審査を実施し、計画認定の可否を決定いたします。

対象

市内に在住する農業者等、農業者等を含む組織や団体、又は民間企業（ただし、市内の農業者等と連携した場合に限ります。）

補助率（市費）

交付対象経費に対する3/4以内かつ100万円を上限とします。

申請受付期間

第1回：令和8年4月1日（水）～令和8年5月15日（金）

第2回：令和8年9月1日（火）～令和8年10月15日（木）

※第1回の申請で補助金額が予算額に達した場合は、第2回の申請受付は実施いたしません。

お問い合わせ

伊達市農政課農政企画係 024(573)5635（内線5334）



伊達市の農作物を使って、
新商品を
つくってみませんか？

販路拡大も応援！

6次産業化普及推進事業補助金

対象経費 **3/4** 以内 上限 **100万円** まで

商品開発～販売までの取り組みに
補助金を使えます！

申請受付期間

第1回 令和8年4月1日(水)
～ **5月15日(金)**

第2回 令和8年9月1日(火)
～ **10月15日(木)**

詳しくはこちらをご覧ください

伊達市公式SNS
6次産業化普及推進事業紹介ページ

伊達市
024-573-5635

お問い合わせ先 伊達市産業部農政課 ☎024-573-5635

▲当該補助金チラシ

目的

モモせん孔細菌病について、越冬細菌密度の低減及び翌年度の発生軽減に寄与し、桃の生産量安定確保並びに農家所得の安定を図るため、防除事業に対して支援を行います。

内容

収穫終了後、秋季防除を3回以上実施かつ広域的な防除を実施し、薬剤の購入費用に対して助成を行います。

対象

農業協同組合又は農業者団体

補助率 (市費)

事業費の10分の1以内の額とします。

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農業振興係 電話024(573)5635



目的

GAPとは、農業生産工程管理のことであり、食の安全性の確保を目的とした取組です。

具体的には、生産の現場において、食品の安全確保、環境の保全、労働の安全などの観点から、安全に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証して、より良い農業生産を行うことです。

農産物の出荷先がGAPの取得を求めていたり、農産物の輸出を検討しているなど、GAPの取得を必要としている方の取組を支援します。

また、安全で高品質な県産農産物の生産による風評被害払拭に向けて、安全性を消費者や流通業者へ客観的に説明できる第三者認証GAPの取り組みを積極的に支援することを目的としています。

内容

メニュー	事業実施主体	補助率	補助対象	補助要件
1. 第三者認証GAP取得・継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者 ・ 農業法人 ・ 出荷団体等 	定額	<ul style="list-style-type: none"> ① GAPに係る資質向上 ② 農場でのGAP実践導入 ③ 認証GAPの取得・継続 	①及び②の取組を行う場合は、③の取組を行うこと。ただし、やむを得ない事情により③の取組が行えない場合（事業実施主体の責めに帰すことができない場合に限る。）にあつては、①及び②の実施をもって当該年度の取組を完了したものとみなすことができるものとする。
2. FGAP取得・継続支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者 ・ 農業法人 ・ 出荷団体等 	定額	<ul style="list-style-type: none"> ① GAPに係る資質向上 ② 農場でのGAP実践導入 	審査機関による県GAPの農場審査を受けること
3. 団体認証取得 産地への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域農業団体 ・ 県域出荷団体等 	定額	産地の指導員等の養成及び団体事務局の活動推進	
4. GAP活用のモデル産地の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 	定額	GAP認証取得支援体制の整備及び消費者等の理解推進と商品の供給拡大	県と連携した取り組みであること



FGAPは、放射性物質対策を含めた本県独自の基準に基づき、GAPを実践する生産者、団体を県が認証する制度です。

事業実施主体

1 第三者認証GAP取得・継続支援及び県GAP取得・継続支援

事業実施主体	条件
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 市町村から農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者、または市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること ② 本事業の説明会（県担当者が説明したもの）に出席した者であること ③ 事業実施年度内に第三者認証GAPまたは県GAPを取得し、その後5年間継続する意向であること ④ 代表者及び組織、運営に関する規約等、事務及び会計処理を行う体制が整備されていること ⑤ 上記①、②のいずれか及び③、④の要件を満たすこと
農業法人	<ul style="list-style-type: none"> ① 農事組合法人又は農事組合法人以外の農地所有適格化法人であること ② 農事組合法人又は農事組合法人以外の農地所有適格化法人のいずれでもない農業法人は、農業経営改善計画の認定や税務申告等により農業経営の実態や計画が確認できる法人であること ③ 事業実施年度内に第三者認証GAPまたは県GAPを取得し、その後5年間継続する意向であること ④ 代表者及び組織、運営に関する規約等、事務及び会計処理を行う体制が整備されていること ⑤ 上記①、②のいずれか及び③、④の要件を満たすこと
団体（農業業団体、出荷団体等）	<ul style="list-style-type: none"> ① 代表者及び組織、運営に関する規約等、事務及び会計処理を行う体制が整備され、県内の複数農業者が加入している団体であること ② 団体の事務局が農業者に対する指導・助言を行い得るものであること ③ 団体認証での取得または団体に所属する個人の農場で、認証を事業実施年度内に第三者認証GAPを取得し、その後5年間継続する意向であること

2 団体認証取得産地への支援

- (1) 団体は県域をカバーする団体であること、または共通する栽培暦の使用など産地形成を担う団体であること
- (2) 団体傘下の農業者又は事務局に指導・助言を行える体制が整っていること

お問い合わせ

第三者認証GAP等取得促進事業制度に関すること
 県北農林事務所農業振興普及部農業振興課 電話024(521)2604
 GAP取得・継続に関すること
 県北農林事務所伊達農業普及所経営支援課 電話024(575)3181
 GAP活用のモデル産地の育成に関すること
 伊達市産業部農政課農政企画係 電話024(573)5635

目的

果樹生産における環境負荷の低減を図ることを目的として、剪定枝からバイオ炭を生成することができる無煙炭化器の普及促進を図ります。

内容

果樹生産者に対し、無煙炭化器等（専用の火消し蓋及び炭化器用棒を含む。）の貸出しを行います。

対象

1. 市内に住所もしくは農地を有する果樹生産者または農業法人
2. 地域の果樹産業の維持及び発展に向けた活動を行う農業者団体
3. 町内会又は市民等により構成された環境保全活動等に取り組む非営利団体

貸出期間

原則14日以内（土日祝日を含む）

貸出料

無料（無煙炭化器等の運搬及び稼働に要する一切の経費は、借受者の負担となります。）

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農政企画係 電話024(573)5635



目的

営農活動で生じる果樹の剪定枝や伐採樹木を、薪ストーブなどの燃料として活用することで、資源の有効利用により地球温暖化の原因となる化石燃料に由来する二酸化炭素（CO₂）の排出を減らし、併せて環境に配慮した農業の振興を支援します。

内容

「ストーブやキャンプ等の燃料として使用する薪を自己調達（木を適当な長さに切る、割るなどの作業や、運搬などを自ら行って薪を調達すること）したい」という利用者と「不要な果樹剪定枝等を引き取ってほしい」という農家（提供者）の方それぞれに登録していただき、本市が適当な相手をご紹介します。

対象

対象者	条件
提供者 (枝の処分に困っている農家)	伊達市内のほ場において果樹（モモ・柿・リンゴ等）を生産する者で、立木を伐採した状態又は枝を剪定した状態で保管できる者
利用者 (枝を譲り受けたい人)	薪ストーブ利用者及びキャンプ場等においてたき火を行う者で、提供者のほ場へ行き、伐採樹木を割る、剪定枝を切り揃えるなどの作業や、自家用車への積み込み、ほ場外への運搬を行うことができる者

事業期間

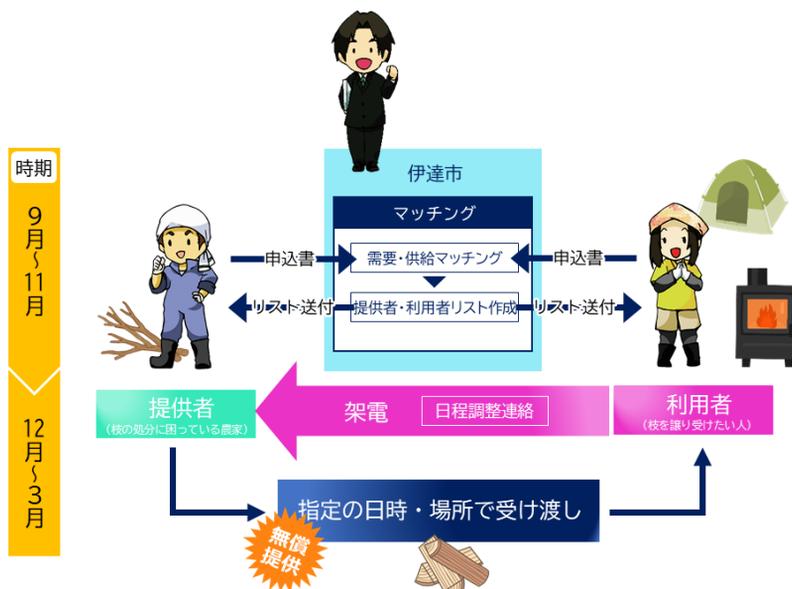
毎年9月1日から翌年3月31日まで

料金

無料

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農政企画係 電話024(573)5635



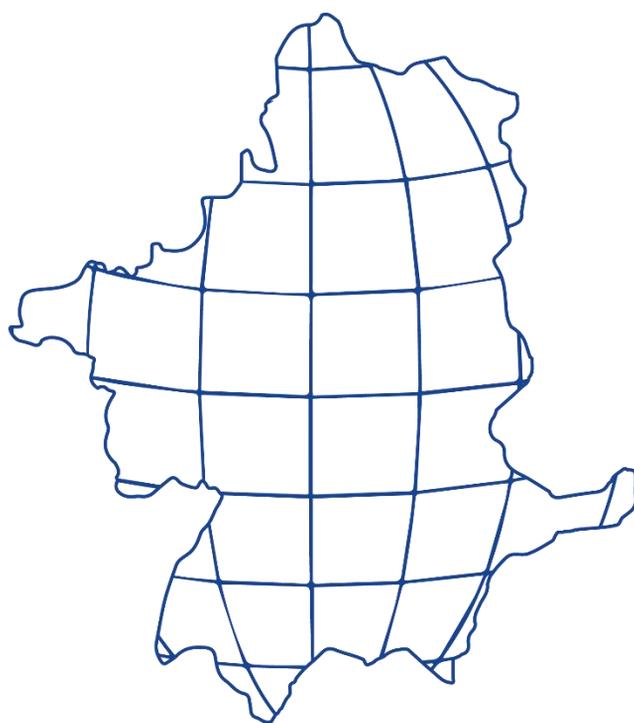
▲事業の流れ（イメージ）



▲首相官邸表敬訪問の様子

第4章

農村振興



目的

中山間地域等の農用地は、その多くが傾斜地であることから、耕作放棄地が増加しているため、中山間地域等で農用地を耕作・維持管理など農業生産活動を行う農業者の方に対し交付金を支払い、農用地の保全と多面的機能の確保を図るものです。

内容

対象地域内の1ha以上のまとまりのある農用地かつ地域計画区域内で、次の対象に合致し耕作・維持管理する農業者等が集落協定を結び、協定内容に従い5年以上継続し農業生産活動を行った者に対し交付します。

交付の対象となる活動

1. 農業生産活動を継続するための活動
(例) 耕作放棄の発生防止活動、水路・農道の管理活動(泥上げ、草刈り等)、鳥獣被害防止対策等
2. 多面的機能を増進する活動
(例) 周辺林地の下草刈り、景観作物の作付等

対象

1. 急傾斜農用地(田:1/20以上、畑:15度以上)
2. 緩傾斜農用地(田:1/100以上1/20未満、畑:8度以上15度未満)
3. 平坦でも、高齢化率・耕作放棄率が高い農用地
(高齢化率:40%以上、耕作放棄率:田8%、畑15%以上)
※認定農業者が、個別で農業生産活動を行う個別協定もあります。

交付額等 (10a当たり)

制度の取り組み内容(協定内容)により交付額が異なります。

項目	地目	急傾斜	緩傾斜
基本事項のみ	田	16,800円	6,400円
	畑	9,200円	2,800円
基本事項+集落戦略の作成	田	21,000円	8,000円
	畑	11,500円	3,500円

※複数集落が連携した広域の集落協定や超急傾斜地の農用地保全、スマート農業機械導入による作業効率化・省力化に対する加算措置もあります。

補助率

通常地域 国費1/2、県費1/4、市費1/4
特認地域 各1/3

その他

- ・当事業への取り組み希望の方は、下記担当課へご連絡ください。
- ・申請等については、6月末日までとなりますが、取り組み希望農用地が該当となるか現地確認等が必要となり、申請書類作成に3カ月程度の期間を要しますので、お早めにご相談ください。
- ・協定取り組み農用地が耕作放棄地となってしまったなど、協定内容に違反した場合は交付金の返還等があります。
- ・当制度の第6期対策については、令和7年度～令和11年度までとなっています。

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農政企画係 電話024(573)5635

目的

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。
担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

対象組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者のみで構成される組織 ・ 農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される組織（農業者＋非農業者でも可）
対象となる農地	農振農用地区域内の農用地
交付単価 (10aあたり)	田：3,000円 畑：2,000円 草地：250円
対象活動	<p>地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域資源の基礎的な保全活動 活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検、計画策定、実践活動を毎年度実施します。 【例】農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等地域資源の基礎的な保全活動 2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。 【例】農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成など

補助率

通常地域 国費1/2、県費1/4、市費1/4

資源向上支払交付金（共同）

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。
 ※農地維持支払と合わせて取り組む必要有

対象組織	・ 農業者及びその他の者（地域住民・団体等）で構成される組織（農業者+非農業者（必須））
対象となる農地	農振農用地区域内の農用地
交付単価 （10a当たり）	田：2,400円 畑：1,440円 草地：240円 ※条件に応じて、加算措置、減額措置があります。
対象活動	水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を支援する。 1. 施設の軽微な補修 活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。 【例】水路・道路等の軽微な補修（水路のひび割れ修繕等） 2. 農村環境保全活動 生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。 【例】農村環境保全活動（植栽による景観形成、生き物調査等） 3. 多面的機能の増進を図る活動 地域の創意工夫に基づく活動を毎年度実施します。 【例】多面的機能の増進を図る活動（遊休農地の有効活用等） 【例】広報活動（必須）

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

対象組織	・ 農地維持支払交付金等同様の活動組織または広域活動組織
対象となる農地	農振農用地区域内の農用地
交付単価 （10a当たり）	田：4,400円 畑：2,000円 草地：400円 ※条件に応じて、減額措置があります。
対象活動	1. 老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修更新等の活動を支援する。 2. 水路、農道等の補修や、機能維持のための更新等の活動の実施をします。 【例】未舗装農道等の舗装工事 【例】土側溝から、コンクリート水路への更新

お問い合わせ

伊達市産業部農政課農政企画係 電話024(573)5635

目的

有害鳥獣による農作物被害の拡大防止を図ることを目的とします。

内容

イノシシ等の有害鳥獣から農作物を守るため、電気柵・ワイヤーメッシュ柵などの購入及びわな免許新規取得等に係る費用について交付します。

事業名	対象	補助
侵入防止柵設置補助事業 (国費・県費・市費)	地域ぐるみ (3戸以上のまとまり)かつ 自力施工が可能な方	1. 電気柵(2段張り) 1m当たり補助上限 296円 2. ワイヤーメッシュ柵 1m当たり補助上限 1,290円 ※上記、上限単価を越えた部分については自己負担になります。
有害鳥獣被害防止対策事業 (市費)	伊達市に住所を有する農業者 ※3戸以上のまとまりでの 施工が難しい方のための補助	鳥獣被害防止対策に要する機器及び部材 購入額の1/2補助 (補助額の上限50,000円)

柵の設置後は、定期的な点検を行いましょう。

お問い合わせ

侵入防止柵設置補助事業及びわな免許新規取得及びくくり罠購入費用補助
伊達市有害鳥獣対策協議会事務局(伊達市振興公社内) 電話024(573)2150
有害鳥獣被害防止対策事業
伊達市産業部農政課農業振興係 電話024(573)5635

※ 鳥獣による被害に困ったら、伊達市鳥獣被害対策実施隊が駆除などを実施しますので、市産業部農政課農業振興係にご連絡ください。

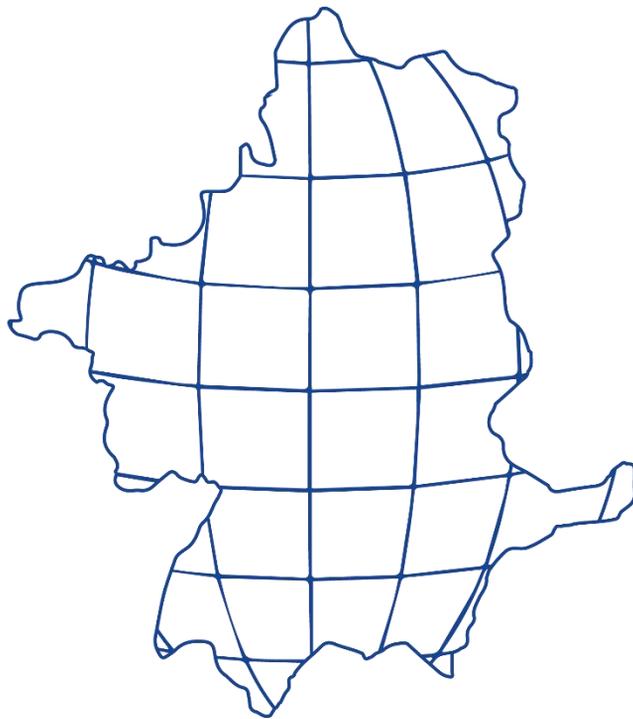




▲ワイヤーメッシュ柵設置の様子

第5章

各種手続き



内容

農地を耕作目的で売買・交換・贈与・貸し借りをを行う場合は、農地法第3条の規定により、農業委員会等の許可が必要になります。

また、許可条件を満たしているか、借りることができる農地かなどを確認する際は、事前に農業委員会事務局に来庁しご相談ください。

許可条件

1. 取得後において、耕作に供すべき農地のすべてを耕作すること。
2. 農地の取得者が、必要な農作業に常時従事すること。
3. 取得する農地を効率的に耕作すること。
4. 取得する農地周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。

必要書類

1. 許可申請書（農地法第3条の規定による）
2. 土地全部事項証明書（土地登記簿謄本）
3. 委任状（代理申請の場合）
4. その他必要な書類

申請受付

毎月1日締め切り（休日の場合は翌開庁日）

お問い合わせ

伊達市農業委員会事務局農地係 電話024(573)5623



賃貸借契約の解約（農地法第18条）

農地の賃貸借契約の途中解約を行う場合、原則として、農業委員会の許可を受けなければなりません。ただし、農地の引き渡し前6か月以内に成立した当事者の合意による解約が書面において明らかな場合は、農業委員会へ指定の通知書を提出することで解約することができます。

使用貸借契約の解約

農地の使用貸借の途中解約については、農地法で決まりはありませんが、その権利が農地法などに基づく法的な権利であることや農業者年金の支給要件に関わる場合がありますので、当事者の合意による解約届を農業委員会へ提出することとされています。

お問い合わせ

伊達市農業委員会事務局農地係 電話024(573)5623



内容

農地を農地以外（住宅、駐車場等）の目的に使用する場合は、（下記の1・2）農地の転用手続きが必要となります。

1. 農地の所有者が自ら農地を転用する場合（農地法第4条）
2. 農地を転用するために買う・借りの場合（農地法第5条）

転用する土地が市街化区域にある場合は届出、市街化調整区域と都市計画区域外にある場合は許可申請が必要になります。

また、転用をしたいと思っても、諸条件等により転用できない場合もありますので、事前に農業委員会事務局や農政課等関係する各課に相談することが必要となります。

申請者

1. 農地の所有者（農地法第4条申請）
2. 農地の所有者と転用のため権利を取得する方（農地法第5条申請）

必要書類

1. 申請書1部（転用面積が2ha以上の場合、正副2部）
2. 事業計画書
3. 土地全部事項証明書（土地登記簿謄本）
4. 位置図
5. 案内図・公図・土地利用計画図・現況図
6. 委任状（代理申請の場合）
7. 建物を設置する場合は、建物の立面図、平面図
8. その他必要な書類
※副本はコピーで可

届出受付（市街化区域内転用の場合）

随時

申請受付（市街化調整区域及び都市計画区域外転用の場合）

毎月1日締切（休日の場合は翌開庁日）

※申請前に農業委員会事務局まで来庁相談の上、申請してください。

お問い合わせ

農地転用：伊達市農業委員会事務局農地係
開発許可：伊達市建設部都市政策課都市計画係
農振除外：伊達市産業部農政課農政企画係

電話024(573)5623
電話024(573)5620
電話024(573)5635

内容

伊達市では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地や保全すべき農地を、農業振興のための各施策を計画的かつ集中的に実施するため「農用地区域」として設定しています。

ここで設定した農用地は、原則的に、農地以外の目的で利用することはできませんが、やむを得ず他の目的（住宅・駐車場など）で利用する場合は、「農用地区域からの除外等」の手続きが必要となります。

農振除外とは

開発予定の農地を農用地区域から除外するには、下記の「除外要件」をすべて満たし、かつ、農地法・都市計画法・建築基準法など、他法令による許認可等の見通しがあり、具体的な事業計画があることが必要です。

宅地にして転売したい、計画はないが農用地区域の指定を外してほしい等の理由では除外はできません。

除外要件

1. 農用地以外の用途にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替できる土地がないこと。
2. 農用地の集団化、農作業の効率化、土地の農業上の利用に支障がないこと。
3. 周辺で営農する担い手の農用地の利用集積に支障がないこと。
4. 土地改良施設（農道や水路等）の機能に支障を及ぼさないこと。
5. 土地改良事業を実施済みの場合、事業が完了してから8年が経過していること。
6. 地域計画に支障がないこと。

必要書類

1. 農用地利用計画変更申出書（参考様式3号・4号・5号のいずれか）
2. 協議結果書（農林整備課・農業委員会・都市政策課・生涯学習課・農政課）
3. 農用地区域からの除外要件
4. その他添付書類（申出の種類によって異なります）
※事前に関係部署と協議を済ませ、協議結果書に記載の上、申出書に添付してください。

申請受付（随時変更）

年2回（4月中旬～5月中旬、10月中旬から11月中旬）

お問い合わせ

農振除外：伊達市産業部農政課農政企画係 電話024(573)5635

①農地が農用地区域に設定されているか確認したい。

②農振除外を相談したい。

③農振除外の手続き方法について知りたい。 など

農地転用：伊達市農業委員会事務局農地係 電話024(573)5623

開発許可：伊達市建設部都市政策課都市計画係 電話024(573)5620

内容

農家住宅、農作業小屋の建築、軽油取引税の免税申請、他市町村の農地を取得する場合などに、耕作証明書の提出が必要となる場合があります。

交付対象者

1,000㎡（10a）以上の農地について、所有権・賃借権などの耕作する権利をもって、かつ、年間60日以上、農業に従事した方。

必要書類

1. 申請書
2. 委任状（証明する方の世帯員以外の方が来庁される場合）

申請受付

随時、本人申請が原則ですが、証明する方の世帯員以外が証明書の交付申請をする場合は、委任状が必要となります。

お問い合わせ

農地転用：伊達市農業委員会事務局庶務係 電話024(573)5623

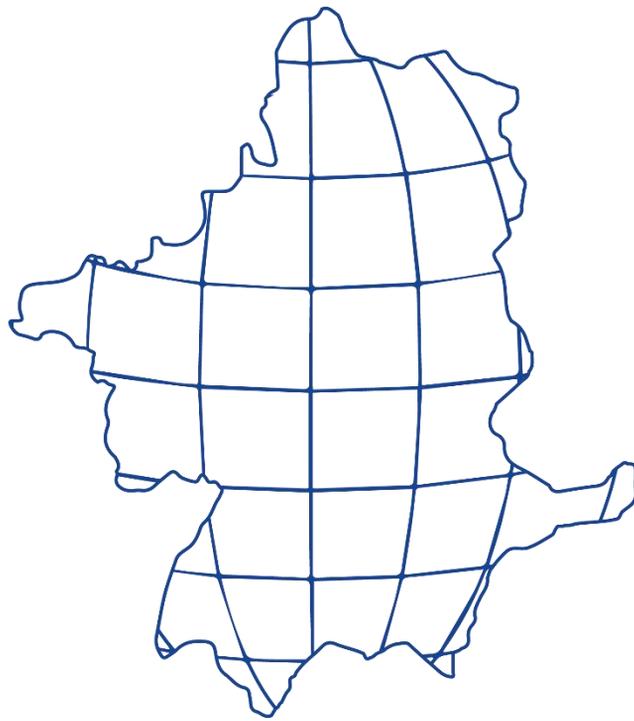




▲稲刈りの風景

第6章

そ の 他



内容

狩猟をするには、必ず狩猟免許が必要となります。

狩猟免許は平成18年の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）の一部改正により網猟免許・わな猟免許・第一種銃猟免許・第二種銃猟免許に区分されました。

狩猟免許を取得するには、各都道府県が実施する試験に合格しなければなりません。

対象者

農業者・認定農業者・一般の方等

補助金等

P.44の鳥獣害対策事業を参照

狩猟免許の種類・内容

種類	内容
わな猟免許	「わな」を使用する猟法
網猟免許	「網」を使用する猟法
第一種銃猟免許	「装薬銃」を使用する猟法
第二種銃猟免許	「空気銃・圧縮ガス銃」を使用する猟法

わな猟免許・わな購入補助

事業名	条件	経費	補助率
わな免許新規取得費用助成事業	わな免許を取得した者	わな免許の申請手数料の補助 ※講習会の費用も含む	わな免許申請手数料 1人1回9,200円以内 ※講習会手数料含む。 他種類の狩猟免許を取得している方は7,900円以内
わな購入補助事業	わな免許を取得した者	わなの購入費用	1人1回購入額2/3補助 (補助額の上限20,000円)

銃 獵 免 許 補 助

事業名	条件	経費	補助率
第一種銃獵免許新規取得者支援事業	一種銃獵免許を新規取得した者	鉄砲所持許可取得に係る第一種銃獵免許取得者への助成経費（免許取得から前後1年以内の鉄砲所持許可取得に必要な射撃教習等の費用）	定額 30,000円/人以内
若手狩猟者確保事業	狩猟免許取を取得し、その時点で年齢が50歳未満だった者（免許の種類を問わない）	新規狩猟開始に係る助成経費（免許取得から1年以内の必要品購入及び狩猟者団体入会費）	対象経費の1/2以内かつ 40,000円/人以内
銃獵初心者技術向上事業	銃獵免許を新規に取得した者（第一種、第二種を問わない）	銃獵初心者の射撃練習に係る助成経費（免許取得から1年以内の射撃場練習費用）	対象経費の1/2以内かつ 10,000円/人以内

狩 獵 免 許 試 験 の 概 要

試験日	年5回
受付期間	概ね試験実施の2ヵ月前から
手数料	5,200円（他種類の狩猟免許を取得している方は3,900円）
試験場所	お問い合わせのこと
受験資格	お問い合わせのこと
問い合わせ先	福島県県北地方振興局県民生活課（福島市杉妻町2-16 電話521-2709）

そ の 他

狩猟免許取得後、実際に狩猟を行う際には、都道府県に狩猟者登録をしなければなりませんので、福島県県北地方振興局県民生活課へお問い合わせいただき、概要をお聞きくださるようお願いいたします。

お 問 い 合 わ せ

福島県県北地方振興局県民生活課 電話024(521)2709

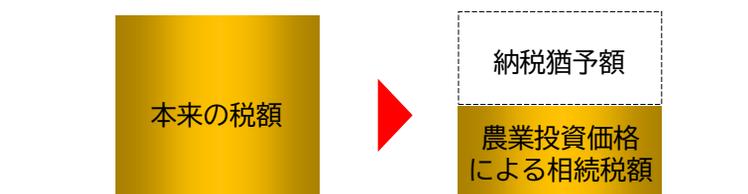
農地の相続税納税猶予制度

相続人（農業後継者）が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して、農業を継続する場合に限り農地価格のうち※農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予する制度です。

この制度を受けるためには、税務署への申告の際、農業委員会事務局の発行した「相続税の納税猶予に関する適格者証明」を添付する必要がありますが、制度に関するお問い合わせは福島税務署となります。

※ 農業投資価格とは、農地等が恒久的に農業の用に供されるとした場合に、通常成立すると求められる取引価格のことで、各国税局が定めている価格です。

【納税猶予額のイメージ】



農地の贈与税納税猶予制度

農業後継者に農地の生前一括贈与をした場合、一定の条件の下に、贈与税の納税を贈与者の死亡の日まで猶予し、その時点で納税猶予額を免除し相続税に切り替える制度です。

お問い合わせ

伊達市農業委員会事務局庶務係 電話024(573)5623





内容

農業者のために創設された「積立方式・確定拠出型」の公的年金制度で、（独）農業者年金基金によって運営されています。

加入方法には、「通常加入」と「政策支援加入」の2種類の方法があります。「政策支援加入」は、認定農業者であるなど一定の要件を満たす農業者が選択することができ、保険料の国庫補助を受けることができます。将来、経営継承をすることで、国庫補助部分の年金を上乗せして受け取れます。

「通常加入」の保険料額は、月2万円から6万7千円の間で自由に決めることができます。

加入要件

1. 年間60日以上農業従事者であること。
2. 年齢が20～65歳未満であること。
3. 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であること。ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者であること。

※ 農業者年金に加入すると、国民年金の付加年金（月額400円）への加入が必須となります。

※ 国民年金基金（旧みどり年金）や確定拠出年金（iDeCo）とは重複加入できません。

政策支援加入の内容

1. 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれること（39歳までに加入）。
2. 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が900万円以下であること。
3. 次の「政策支援加入の対象者と補助額」の表の必要な要件に該当すること。

政策支援加入の対象者と補助額（月額）

区分	必要な要件	本人負担の保険料（補助額）	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者かつ青色申告者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
2	認定就農者かつ青色申告者		
3	1又は2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、直系卑属		
4	認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で3年以内に両方を満たすことを約束したもの	14,000円 (6,000円)	16,000円 (4,000円)
5	1又は2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に1の者となることを約束した者		—

お問い合わせ

伊達市農業委員会事務局庶務係 電話024（573）5623

内容

農地の権利（所有権及び賃貸借権及び使用収益権）の取得が認められる法人を意味し、農地法上の呼び名です。

農地所有適格法人には、

1. 法人形態要件
2. 事業要件
3. 議決権要件
4. 役員要件

の大きく4つの要件が必要となります。

※ 平成28年4月の法改正により、今までの「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に名称変更されました。

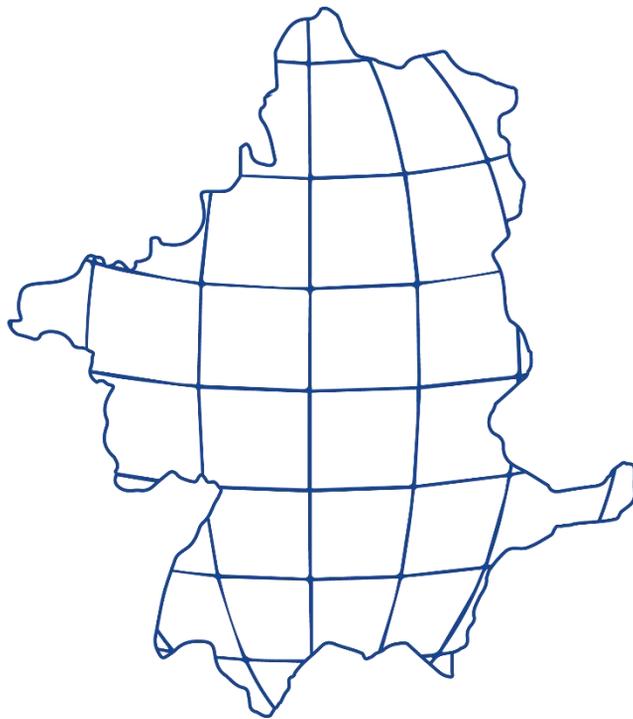
お問い合わせ

伊達市農業委員会事務局農地係 電話024(573)5623



第7章

参 考 资 料



農 林 水 産 省

以下のQRコードから「令和8年度農林水産予算概算決定の概要」のページへアクセスできます。



農林水産省HP

福 島 県

以下のQRコードから「令和8年度福島県農林水産部事業計画書」のページへアクセスできます。



福島県HP

新規就農についての相談・問い合わせ

ワンストップ窓口

■ 福島県農業経営・就農支援センター

〒960-8681
福島市中町8番2号
福島県自治会館内1階

TEL 024 (521) 8676
FAX 024 (521) 8277



その他の新規就農関連窓口

■ 県北農林事務所 農業振興普及部

〒960-8670
福島市杉妻町2-16
TEL 024 (521) 2608

■ 県北農林事務所 伊達農業普及所

〒960-0634
伊達市保原町大泉字大地内124番地
TEL 024 (575) 3181

■ 伊達市産業部農政課

〒960-0692
伊達市保原町字舟橋180番地
TEL 024 (573) 5635

伊達市農業応援 GUIDEBOOK

令和5（2023）年7月 初版
令和8（2026）年4月 改定

発行 伊達市
編集 伊達市産業部農政課
〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地
TEL : 024-573-5635
E-mail : nousei@city.fukushima-date.lg.jp